

慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resources

Title	『新和歌集』成立時期小考
Sub Title	
Author	中川, 博夫(Nakagawa, H i r o)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	1986
Jtitle	三田國文 No.6 (1986. 12) ,p.80- 86
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	http://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-19861200-0080

『新和歌集』成立時期小考

中川 博夫

鎌倉中期の関東は、幾つかの和歌の業績を為した。宗尊親王幕下の鎌倉歌壇の生んだ『東撰和歌六帖』・『中務卿宗尊親王家百五十番歌合』(以下、『百五十番歌合』と略記する)・同家「百首」や、所謂宇都宮歌壇の残した『新和歌集』等である。

その『新和歌集』と『百五十番歌合』⁽⁴⁾とに於て、後藤基政・同基隆⁽⁵⁾(兄弟)、藤原(安達)時盛⁽⁶⁾の詠が、各々、四首・三首・一首重出している。この事實は、『新和歌集』の成立に関連して、些かの注意を要するものと思われるので、以下、それについて考察を加えてみたい。

『新和歌集』の成立については諸説ある。撰者の問題⁽⁷⁾は本稿では保留するとして、その時期については、以下の二説が有力である。

イ 正嘉二年(一二五八)十一月一日〜正元元年(一二五九)八月十五日前後⁽⁸⁾。

ロ 1 正元元年(一二五九)七月二日までの時期に一応成立。

2 それ以降弘長元年(一二六一)夏過ぎまでに切継作業。

3 数十年を経て、宇都宮公綱の歌二首が、公綱自身或いはこれに近い者などにより、追加された。⁽⁹⁾

口説が提出される以前に刊行の、『群書解題』⁽¹⁰⁾(統群書類従完成会昭35・11)・『和歌文学大辞典』(明治書院 昭37・11)はイ説を踏襲している。比較的近刊の、『日本古典文学大辞典』(岩波書店 昭59・4)・『古典和歌必携』(學燈社 昭61・7)は、イ説を取り、『和歌文学辞典』(桜楓社 昭57・5)は、口説を取る。又、『和歌大辞典』⁽¹⁵⁾(明治書院 昭61・3)は、イ・ロ両説を併記している。

一方、『百五十番歌合』の成立は、「哥合弘長元年七月七日」と記す同書内題により、弘長元年(一二六一)七月七日と考えて、一応は大過あるまい。⁽¹⁶⁾同歌合を立項している前記辞典類中、『和歌文学大辞典』⁽¹⁷⁾は、その成立時期について、弘長元年七月七日以降、とし、『和歌文学辞典』・『和歌大辞典』等は、弘長元年七月七日、としている。⁽¹⁸⁾『日本古典文学大辞典』⁽²⁰⁾は別項目に於て言及し、弘長元年七月成立とする。⁽¹⁹⁾

従って、一般的に、歌合出詠歌が撰集に採択されるという過程を想定すれば、右記のイ説は、矛盾を呈することにならう。

『百五十番歌合』に於て、基政・基隆・時盛が、『新和歌集』に所載された既製歌を敢えて出詠する必然性は全く無いと考えられる(特に基政・基隆については、『百五十番歌合』の詠十首中、各々、四首・三首までも、『新和歌集』所収歌を以て提出されたものとは考え難い)。故に、現存『新和歌集』の完全なる成立を『百五十番歌合』に先行させて考えるのには無理があると思われるのである。

強いてイ説の範囲内に可能性を探ると、『百五十番歌合』の前記三者の和歌は、『新和歌集』成立時期以前に詠出されたもので、その詠草(歌稿)が、一方で『新和歌集』撰修の資料となり、他方で『百五十番歌合』に提出された場合を想定し得よう。この可能性は、『百五十番歌合』所収歌に、同歌合及び『新和歌集』成立時期以前の詠作があるか等、猶、慎重に吟味されなければなるまいが、現在のところ、その根拠となるべき事実や傍証とすべき状況も見出し得ず、保留としておく。

さて、弘長元年(一二六一)七月七日の『百五十番歌合』成立後、基政・基隆兄弟と時盛の歌が、『新和歌集』に補入されたものとすると、口説の同年「夏過ぎまで」の切継作業の時期の範囲には辛うじて収まる(「夏過ぎ」の解釈により異なるらう)。その措置に於て、検討すべき問題点を、以下に示す。

(i) 基政・基隆の『百五十番歌合』出詠歌と重複する七首中の六首が『新和歌集』に於ては、何れも詞書が無表記であり、他一首(基隆詠)と時盛の一首も、各々、「菖蒲を」・「里擣衣」の如き題のみ記し、詠作事情は記されておらず、やや不審である。同時に、その詞書の問題も含めて、当該歌の同集

に於ける配列構成(前後歌との関係)にも疑問が残る。

(ii) 『百五十番歌合』の全作品から、基政・基隆兄弟の詠のみが、計七首にも及んで、『新和歌集』に追補入されたことを、偶然の結果によると判断するには、少しく疑義を残す。

(i) については、注21に於て考察した如く、詞書の無表記は、各当該の一首以前の詞書を受けているとは考え難く(受けるとしても、「題しらす」、同集撰修段階で無表記となった可能性がある(基隆詠の一首と時盛歌は詞書付与)。

同時に、その詞書も含めて、配列の状態を検証すると、注21・22に記した如く、当該歌とその前後の詠は、主題・内容・表現により、関連付けられた歌群を構成しており、明らかなる破綻を呈している訳ではない。しかしながら、精撰された配列構成とも見做し難く、猶、そこに切継作業が為された可能性を認めることもできる。

『百五十番歌合』は、將軍宗尊親王を主宰者に、真観を師範と仰ぐ同期の鎌倉歌壇最大の業績である。しかしながら、宇都宮家の眷族中、同歌合に参加したのは、小田(八田)時家⁽²³⁾のみである。元来、御子左家与党である宇都宮側にとっては、反御子左派の領袖真観が中心となり催行し、かつ宇都宮家からの参加が少ない同歌合に對して、少なくとも特段の好意的関心を持つ理由はなかった(或いはむしろ快く思わなかったか)と想像することにさ程無理はあるまい。殊に、当該時期前後は、『統古今和歌集』撰者の座を繞り、宇都宮家親族たる為家と反対勢力―基家・家良・行家・真観―との確執に於て微妙なるものが想定される時期である。この点も勘案すると、右の推測は、より了解し易やすいものとならう。

従って、「宇都宮歌壇」を基盤として成立した同集に、『百五十番歌合』の出詠歌を継入れるに際し、撰者又は切継従事者(何れにせよ、宇都宮家周辺に關係深い者ではあろう)が、一首の内容・表現等により配置に留意しつつも、その詠作事情を積極的に銘記することとはしなかつたと推測することもできるのではないかと思われるのである(この詞書・配列の問題については、或いは、同集の編纂が未完であり、切継歌に限らず、集全般に渡り詠作事情等の詞書の誤脱や配列の矛盾等が点検されないまま今に伝えられた事情を示唆するものと解釈することの妥当性も否定されまい)。

ところで、『百五十番歌合』の成書化を、弘長元年(一二六一)七月七日以降のこととして、右の如く同歌合所収歌を『新和歌集』に追補した者が、事実上同歌合自体をその資料に用いたと信ずれば、同集の成立(切継時期の下限については、口説2の、同年「夏過ぎまで」をやや拡大解釈し、秋以降にまで引き下げて考えるべきであらうかと思われる)。

猶、口説3の公綱歌の数十年後の継入れを肯定的に勘案し、その時期に到るまでの、相当長期間の切継作業の継続を仮定すれば、『百五十番歌合』所収歌の『新和歌集』への補入を、右より更に下らせた時期に想定することも認められよう。しかし、この公綱歌については、「藤原公綱」(『新和歌集』中の表記)の特定(宇都宮公綱と認定し得るか)や、数十年を経ての切継の必然性等の疑問点を残しており、今後の検討課題とすべきである。従って、同歌合歌の同集への補入時期の下限についても、弘長元年とかなり隔った時点に設定することは、一可能性として記すのみに留めたい。

上述の如き推測上に立論することが許されるとしても、(ii)の問題——何故、基政・基隆の歌が、少なくとも七首までも『新和歌集』に追補されねばならなかったかという疑問——は残る。同集入集歌数は、『百五十番歌合』との重出歌を合わせると、基政十二首(宇都宮縁者以外では第三位)、基隆五首、となる。宇都宮蓮生の女婿である藤原為家の十一首に比しても、好遇されていると言えよう。

この結果は、後藤家と宇都宮家との姻戚関係(後藤基政男基頼の息基宗の母が宇都宮頼業女である)の事実、若しくは、その結縁に到るまでの両家の交誼に起因するのではないであらうか。即ち、切継作業が進行していた『新和歌集』が、改めて、縁者となった、又は結縁以前の深交状態にあった後藤家の人々の詠を何首か補入したとは考えられないであらうか。それは直接的には、頼業か頼業周辺の要請によるものとも考えられよう。

右の仮説が認められるとすると、両家の結縁の時期は、この『百五十番歌合』成立時期前後と推定される(勿論実際の婚姻の時期は確定できないが、少なくとも、同時期前後に、両家が接近・親交の状態にあったことは窺知されよう)。これは、別稿に既述した基頼男の基宗(母頼業女)の生年の推定(弘長元年(三六三)頃〜文永九年(三七三)頃)とも矛盾はない。

以上に推定した内容を簡略にまとめておく。

①『新和歌集』に重出する後藤基政・基隆の『百五十番歌合』出詠の七首は、恐らくは、宇都宮家と後藤家との接近(又は結縁)が機縁となり、或いは宇都宮頼業周辺の働きかけによって、同集に追補入されたものである可能性がある(時盛詠の一首もこれに準じ

る)。従つて、同集の成立時期については石川速夫氏の説——正元元年七月二日までの時期に一応成立、弘長元年夏過ぎまで切継——に、この一事による限り蓋然性が認められよう。

②更に、切継の期間の下限は右より下る可能性も存し、又、詞書・配列の状態等に不自然さを残しており、少なくとも現存本による限り、同集がある程度の改訂作業の期間を経て、結局は、未精撰であることを窺知させる。

③①を換言すると、『百五十番歌合』・『新和歌集』両者間の基政・基隆詠計七首重出の事实は、後藤・宇都宮両家の結縁—基頼と頼業女の婚姻が、弘長元年前後であることを示唆する。従つて、基頼男基宗の生年もそれ以後であると推定される。

以上は、仮定を積み重ねた存疑多大の私見であるが、ここに敢えて提出し、大方の御批判・御教示を懇請申し上げる次第である。

注

- 1 『采刊中世歌合集』下(古典文庫 昭34・3)所収(尊経閣文庫本・谷山茂氏蔵本)。本稿は同本文による(尊経閣文庫本は原本を参照した)。
- 2 同集の書名は、元来『新式和歌集』であつたものが、「有子細」により「式」の一字が除かれたという事情がある(注3所掲書石川氏解題等参照)。但、本稿に於ては、以下、「新和歌集」と表記する。又、この書名問題は、「新玉集(散逸)」との関係からも注意される。猶、この点については、同学の小林一彦氏に新見があり、本稿刊行時以前には公にされてゐると思はれる(和歌文学会昭和61年11月例会で発表の予定)。
- 3 『群書類徒』卷一五三所収。他に、宇都宮二荒山神社蔵寛文本を底本とし、天理図書館本以下の六本を対校させた、石川速夫氏解説『新〇和歌集』(奥付・背題は『新式和歌集』)がある。

猶、小林一彦氏による新たなる校本が、近く刊行(『芸文研究』第五〇号昭61年12月予定)されるはずである。神宮文庫本を底本に、対校本と

して新出の伝本もある。今後、同集の研究に資するところ大であると期待される。

本稿所引(注21・22)の本文は、小林氏校本を原稿段階で閲覧させて頂き、原本・写真版を参照しつつ、同校本によつた。

小林氏に厚く御礼申し上げる。

底本：神宮文庫特別本。対校本：神宮文庫本(神)。学習院大学本(学)。宇都宮二荒山神社本(宇)。彰考館本(彰)。天理図書館本(天)。群書類従本(群)。

異同は、本行右側に小字で示す。()内は略号。猶、同校本そのままの引用ではなく、省略に従つた場合もある。

4 同歌合は、春・夏・秋・冬・恋各二首、百五十番。判者は「九条前内大臣基(基家)、歌人は、左「女房」(宗尊親王)・右「沙弥真観」以下、左右十五名。基政は、右五人目「前老岐守基政」(左「前遠江守時直」と結番。基隆は、右七人目「左衛門権少尉藤原基隆」(左「左近将監時遠」と結番。時盛は、左十二人目「左衛門権少尉藤原時盛」(右「讃岐守師平朝臣」と結番)。

猶、注1所掲書解題に於て、同歌合の歌が『新和歌集』に見出されること、既に指摘されている。

5 藤原氏北家時長流、則明(号後藤内)子孫、従五位上佐渡守・評定衆藤原基綱男。基政は、文永四年(一二六七)六月二十三日卒(五十四歳)、従五位上・左衛門尉(檢非違使)・引付衆・六波羅評定衆(統後撰集)以下の勅撰集に11首入集。

基隆は、従五位下(二説従五位上)・左衛門尉(檢非違使)・六波羅評定衆、「統古今集」以下の勅撰集に8首入集。

猶、拙稿「後藤基綱・基政父子」——その家譜と略伝について——(『芸文研究』第四十八号)・二(同)——その和歌の事績について——(同第五十号)を御参照いただければ幸甚である(二)に於て、本稿の結論相当部分を記述した)。

6 藤原氏北家魚名流、従五位上・評定衆・秋田城介景盛男。弘安八年(一二八五)六月十日卒(四十五歳、於高野山)、左衛門尉・評定衆。弘長三年(一二六三)十一月二十九日出家(法名盧忍・道洪)。建治二年(一二七六)九月遁世。尊卑分脈・關東評定衆伝)

7 ○藤原為氏説(奥書を根拠とする)、○笠間時朝説(石田吉貞氏)、○宇都宮景綱説(石川速夫氏)、等々。猶、この撰者の問題については、小林一彦氏による、相当の蓋然性を有する新説があり(慶應義塾大学国文学研究会に於て既に発表済)、本誌発刊時点では、それが公にされていくることと思われる。

8 内部徴証による、石田吉貞氏の説(「宇都宮歌壇とその性格」(国語と国文学)昭22・12)。

9 石田氏説を批判的に継承し、更なる内部の検証(目録歌数と実入集数との差異等も含む)より導き出された、石川速夫氏の説(『新式和歌集』(二)荒山神社昭51・10刊)の「解説」。同説は更に、「歌集は最後まで完成したものとしての充分な点検や整理がなされることなく、書名や内容も未精撰のまま現在に残された」とする。

10 「新和歌集」の項目。久保田淳氏執筆。

11 同右項目。石田吉貞氏執筆。

12 同右項目。家郷隆文氏執筆。

13 同右項目。芦田耕一氏執筆。

14 同右項目。(有吉辰氏編)

15 同右項目。長崎健氏執筆。

16 『未刊中世歌合集』上(下)(古典文庫)の解題(大野木克豊氏の「前田家尊経関国書善本解題」歌合の部の解説を引用)等参照。猶、『從二位頭氏集』(書陵部蔵五〇一・三一五)『私家集大成』中世Ⅱ所収の巻頭に「將軍家歌合弘長元年七月七日」の詞書の下、十首の同歌合所収歌が見える。

但、「吾妻鏡」の同日の条には、該当する記事を見出せず、『百五十番歌合』の催行の実際は、未詳であり、仮に、『時代不同歌合』の如き、詠作者自身が直接関与しない机上の編集によるものであれば、事情は変わってこよう。又、歌合の催行時期と、その成書化の段階との懸隔の有無の問題も考慮されるべきであろう。

猶、同歌合作者の位置は、大略、弘長元年七月七日の時点で矛盾するものではない。しかし、左方八人目「左馬助清時」(北条時直男清時・統拾遺集作者)は、「吾妻鏡」等の記載による限り、同時点に於ては、「石馬助」であったと考えられ、やや問題を残す。後考を期したい。

17 「宗尊親王家百五十番歌合」の項。久保田淳氏執筆。『成立』弘長元1261・七・七以降」とする。

18 「宗尊親王家百五十番歌合」の項。「弘長元(8)年七月七日將軍宗尊親王主催の歌合」とする。

19 「將軍宗尊親王家百五十番歌合」の項。樋口芳麻呂氏執筆。「弘長元1261年七月七日に鎌倉第六代將軍宗尊親王家で催された歌合である」とする。

20 「藤原基家」の項。家郷隆文氏執筆。基家の事跡について、「弘長元年(一一六一)七月『宗尊親王家百五十番歌合』に加判」とする。猶、『和歌文学辞典』は、「本書の奥に「八月十七日判到来」とあり、京都在住の九条前内大臣基家に判を依頼し、加判返送されたのは翌二年八月十七日とみられる」としている。この点については、更に検討を要すると思われる。

21 同集の詞書の掛かり方が勅撰集のそれ(無表記の場合それ以前の詞書を受ける)に準ずると判断して良いかどうかは、猶、検討を要する。ともかく、前の詞書を受けるとしても、当該の六首中、四首が「題しらす」である(左記③・⑤・⑥・⑧参照)。

ここで八首の重出歌を、「新和歌集」本文を以て、次に示しておく(注3参照)。*は、先行歌詞書に関する注。()内は、『百五十番歌合』の現状(異同)作↓作者名(○)第一句目

- 巻第一 春歌
- ①76↓左記①に別掲。
- 巻第二 夏調
- ②124↓左記⑥に別掲。
- 巻第三 秋調
- ③

226 かへるさに花を見捨しうらみまで月にはれたる初雁のころ
*225番詞書「題しらす」
 (六十五番右 作「基政」)
 藤原基政

- ④245↓注22に別掲。
- 巻第四 冬哥
- ⑤

280 なかそらにうきたる雲のいつくより風にまかせてなかれきぬらん
時雨辭
 藤原基隆 (隆字)
 *278番詞書「題しらす」 279番詞書ナン
 (九十七番右 ④「時雨きぬらん」)

⑥ 藤原基政

319 ぶみ分し^{て(彰・天)}もみちの跡も見えぬまで又ふりかくす庭のしら玉^雪

*313 番詞書「題しらす」 314 313 番詞書ナシ

(九十五番右 作「基政」)

⑦ 555 ↓左記◎に別掲。

◎卷第九 雑哥上

738 もみちせぬときはの山にふる雨は秋もみとりの色やそむらん

*737 番詞書「題しらす」

(八十番右 作「基政」) ◎「色やそむらん」

他の三首 ④・⑤・⑥ を次に示し、若干の考察を加えてみる。

75 ありてよのゝちはうくとも桜花さそひなはてそ春の山かせ

鶴岳十首哥に 藤原景綱

76 散のこる花もこそあれ有てよのはてとないひそ花のきかくに

花のちりかたに成けるを見侍て 藤原時朝

77 花色をうつりにけりとみるほどに我身さかりの過にける哉

この三首は、落花を主題としているが、そこに述懐の意が込められて

いる点で、類想の歌群と捉えられる。76 番歌は、「鶴岳十首哥」の詠であ

る可能性も、一応は残されようが、76 番歌は、75 番歌と、「ありてよの」

句の一致、「さそひなはてそ」と「はてとないひそ」の句の類似があり、

それを以て、76 番歌が同箇所^るに配された理由とも考えられる。しかし

又、その類同は、当該歌継入れの痕跡とも推断されるのである。

⑧ 出家のゝち五月五日菖蒲のねにつけて人の許へ申つかはしけ

る 信生法師

122 思ひきや袖もあやめも引かへてよをうきぬまのねをかけんとは

五月五日くす玉おこせたる人のもとよりそてのぬるゝなと申

たりける返事にて 橘友家女

123 けふはみななくるならひのあやめ草いかなるねにか袖のぬらん

菖蒲を^{も(宇)} ナシ(宇) 藤原基隆

124 なかきねのしつくなからや菖蒲草さつきのためと袖にかけまし

(五十二番右) ◎「五月の玉」と

五月五日によめる ^{み侍(彰・天)}

125 わかやとのこさはにきなげ子規けふのあやめつくしつゝ

軒は(宇・宇・彰・天・晷)

右は、言わば「五月五日端午節供」歌群であり、詠歌内容よりしても、

一つままとまりを見せた構成となっている。しかし、勘繰れば、124 番歌

以外は、精粗の差はあるものの、何れも「五月五日」を含んだ詠作事情

をその詞書に持っているのに対し、当該歌のみは、一般的歌題を付与さ

れているにすぎない、といった点に、同首の追補入の可能性を窺い得る

かとも思われるのである。

◎ 宇都宮神宮廿首哥に

554 せめて我つらきはさきのむくひにてこん世とたにも契をかはや

浄忍法師

555 恋しなむ後にあふよのあるへくは猶おしからぬ命ならまし

藤原基隆

たいしらす

556 こひしなむ後のむくひはある物を逢にかへたる命ならねは

平忠幹

右の三首も類似した内容を持つ歌群である。555 番歌(『新後撰和歌集』

に入集九三七)。詞書は一首前に「題不知」とある)は、554 番の詞書を受

けるとは考え難く、555 番歌との歌語の近似よりして、⑧の場合と同様に

考えられるのである。

22 当該歌の状態を示す。

鎌倉三品親王家の十首御会に月前擣衣

源親行

244 心なきしつはた衣おりはへてうたすは夜はの月にねなまし

里擣衣 藤原時盛

245 をとなし(のさ)とはいはしすむ人のあればや今も衣うつらん

(八十七番左。歌頭に「撰」と有り)

百首哥中に山家擣衣

想生法師

246 秋風やさむく吹らんしからきのと山のさとに衣うつ也

24 番歌の詞書は、宗尊親王家に於ける十首歌会での詠作であることを

示すものであろう(源親行は、『百五十番歌合』には不参加)、『百五十番

歌合』は、一人当り十首(左右各十五人・百五十番 計三百首)の歌合

であり、例えば、『瓊玉和歌集』(宗尊家集)に於ける同歌合所収歌の詞

書は、「十首歌合に」である(「十首歌合に」(二三番)とするものもある

が、これは『私家集大成』が「ママ」と注する如く、誤写であろう。従って、『新和歌集』撰修段階に於ける「御会」と「歌合」との混同の可能性も存しよう。しかし、同集には、歌作機会を等しくし、題が異なる場合には、34番詞書・藤原景綱五十番歌合に朝望山花 ↓ 35番詞書「同撰者に山路花」の如く記載する例も見える。故に、24番歌と25番歌とを撰者が区別していたとする蓋然性もある。何れにせよ、25番歌が「搦衣」を主題とする歌である為に、24番と25番の間に追補入された確度も低くはないと考えられる（『里搦衣』の詞書がどの段階で付されたかは不詳だが後補されたものであるうか）。

23 略系図を「尊卑分脈」(第一篇「道兼公孫小田」)により示す。

(八田)宗綱 — (宇都宮)朝綱 — 成綱 — 頼綱

(小田)知家 — 時家

この時家は、文永八年(一二二七)二月五日卒(七十二歳、従五位下・伊勢守・評定衆。同歌合成立の弘長元年(一二六二)には、引付衆であり、同年十月(一説十一月)出家した。勅撰集には、法名の道円の名で、『続古今和歌集』・『統拾遺和歌集』に計三首入集。猶、兄家政の猶子となったと見られる。(尊卑分脈・関東評定衆伝・勅撰作者部類)

24 『新和歌集』には真綱・藤原光俊の歌は五首採られている。しかし、その五首は全て、宇都宮の縁者、笠間時朝が稲田姫社で講じた十首歌に於ける歌であり、その詠作事情が、言わば人的対立に優先し、入集の機縁となったと憶断される。

25 『続古今和歌集』の撰者については、正嘉三年(一二五九)三月十六日、為家一人に院宣が下されたが、弘長二年(一二六二)九月、基家・家良・行家・真規の四人が撰者に加えられた。この背景には、將軍宗尊親王の歌道師範として柳宮の力をも利用した真規の策動があった、とする見解が、一般化しつつあるように思われる。

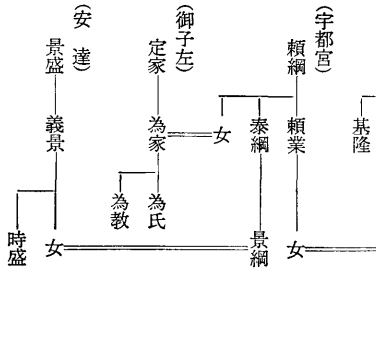
26 『新和歌集』中には、「藤原景綱百五十番歌合し侍けるに……」等の詞書が散見され、景綱が家に百五十番歌合を催したことが知られる。或いは、この詞書とのかねあいもあり、『中務卿宗尊親王家百五十番歌合』の詞書が記載されなかつたかとも憶測されるが、確証はない。景綱家百五十番歌合の成立(催行)の時期・事情(或いは鎌倉に対抗したか)と共に後考を俟ちたい。

27 注9所掲の石川氏の見解にも重なるものであろう。

28 この「藤原公綱」については、石田吉貞氏は、その成立時期の説と矛盾しない、承久頃の「阿曾沼公綱」としている。又、森口奈良吉氏(『新和歌集』(附12)宇都宮三荒山神社刊)解説・石川速夫氏等は、南北朝期の「宇都宮公綱」として、その歌の追補を考えている。

29 後藤家からは、他に基綱女が一首入集している。

30 両家及び周辺の間を略系図を以て示しておく。



31 ちなみに、右系図にも表示した如く、時盛も宇都宮家と縁戚関係にあることが知られる。従って、時盛の『百五十番歌合』歌の『新和歌集』追補も、後藤基改・基隆の場合に準じて判断されよう。

父祖の子を為した年齢の考量による(注5所掲拙稿)。